

施設の維持管理に関する計画書

産業廃棄物処理施設設置許可申請書(H18.1.26)より抜粋

山吉建設株式会社



産業廃棄物処理施設設置許可申請書

平成 18年 / 月 26日

浜松市長 北脇 保之 殿

申請者

住 所 浜松市米津町2266番地の1

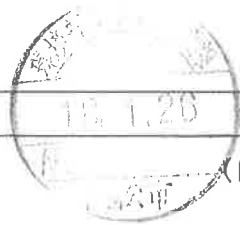
氏 名 山吉建設 株式会社

代表取締役 橋本 和久

電話番号 053-448-0061

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	浜松市小沢渡町字浜芝地2739-1 外13筆	
産業廃棄物処理施設の種類	安定型最終処分場	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
着 工 予 定 年 月 日		
使用 開 始 予 定 年 月 日	平成18年 8月 20日	
※許 可 の 年 月 日	年 月 日	
※許 可 番 号		
産業廃棄物処理施設の処理能力	産廃区域面積 5,877.58㎡ 埋立面積 5,165.02㎡ 埋立容積 38,258.92㎡ (上記埋立容積のうちがれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの埋立容積は31,144.59㎡)	
△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に計る事項	産業廃棄物処理施設の位置	別紙図面のとおり
	産業廃棄物処理施設の処理方法	埋立処分(一層式)
	産業廃棄物処理施設の構造及び設備	別紙最終処分場の構造基準のとおり
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	場外放流は行いません。
	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	雨水は自然浸透とし、場外放流は行いません。
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	地下水は環境影響調査報告書別添-2の水質汚濁に係る環境基準値以下を数値目標とします。	
その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項	別紙図面のとおり	
※事務処理欄		



(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

△産業廃棄物処理施設に係る維持管理に関する事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		騒音：幹線道路面（市道新橋坪井線、市道小沢渡86号線）においては敷地境界で65db以下、福祉施設側では、55db以下を数値目標とします。 振動：周辺住民が振動を感じ始める55db以下を数値目標とします。 粉じん：処分場風上における粉じんが日計平均0.1mg/m ³ を越えない時の風下の粉じんが日計平均0.1mg/m ³ を数値目標とします。 水質：別添-2地下水の環境基準値以下を数値目標とします。
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		毎月1回、浸透水のBODの検査を行い、年1回以上は26項目検査を観測井戸及び浸透水の検体を採取し、実施します。
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		非飛散性石綿含有建材は埋立場所を明確にし、周辺へ飛散しない様、充分湿潤させて投入を行います。なお、埋立物、埋立量を記録し、保存します。
△災害防止のための計画(産業廃棄物の最終処分場である場合)			5mの保安距離を設け周辺道路へ影響が及ばぬ様にする。また外柵を設置し、出入口には危険標識を設置。
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			処分場の深さ約10mのうち8.5mまでは、がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずで埋立、表層部分約1.5mは良質土により覆土
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時期及び方法に関する事項			廃棄物搬入時間は、原則として月曜から土曜日の午前8時から午後5時までとし、ダンプ車等にて搬入する。非飛散性石綿含有建材等については埋立場所を明確にし、処分の際、充分湿潤させ投入する。含有建材が地表に露出する場合には即日覆土を行う。並びに受入れた埋立物及び埋立量を記録し、保存する。

(別紙) 最終処分場の構造基準

項 目	施 工 状 況
囲 い 等	申請地周囲に外柵（トタン塀H=1,850）を設置します。
立 札 等	出入口に許可看板を設置し、非飛散性石綿含有建材の埋立場所にも立札を設置します。
地滑り防止工及び 沈下防止工	地滑り、沈下等はありません。（別紙「構造計算書」のとおり）
貯留構造物 （擁壁等）	当該処分場周囲に連続地中壁をGLより15mまで設置
地表水等集排水設備	申請地内の雨水は、自然浸透とし、場外放流は一切致しません。
保 安 距 離	隣接道路より5mの保安距離を確保いたします。
崩 壊 防 止 （ 切 土 ） （ 盛 土 ）	別紙掘削土留断面図のとおり適正な法面を確保し、掘削部分の崩壊防止措置を講じます。
その他の防災対策	地震・大雨等異常時には施設の緊急点検を行い、異常が確認された場合には、速やかに復旧いたします。
基準高等の設定	申請地内に2箇所設置（計画平面図参照）
区 域 杭	外周に境界杭あり

搬入路等	別紙運搬経路図参照
消火設備	処分場管理事務所に消火器を設置します。
管理棟	処分場出入口に管理事務所を設置します。
覆土用土砂等置場	処分場内埋立終了部分に仮置きします。
埋め立て後の措置	埋立後は表層 1.5mを良質土により覆土整地します。

(2) 個別基準

ウ 安定型最終処分場

項目	施工状況
埋立地内の集排水設備	申請地内の雨水は自然浸透とし、場外放流は一切致しません。
その他設備	防塵対策として必要に応じてスプリンクラーにより散水を行います。

(別紙) 最終処分場の維持管理基準

項 目	管 理 方 法
囲い等の管理	外柵の確認を定期的に行い、破損等を発見した場合は速やかに復旧します。
立札等の管理	定期的を確認し、破損等を発見した場合は速やかに復旧します。
飛散及び流出防止	必要に応じてスプリンクラーによる散水を行い、飛散流出防止に努めます。
悪臭の防止	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの処分場であるため悪臭の恐れはありませんが、万一発生した場合には覆土、薬剤散布等の措置を講じます。
騒音、振動及び粉じんの防止	騒音：幹線道路面（市道新橋坪井線、市道小沢渡 86 号線）においては敷地境界で 65db 以下、福祉施設側では 55db 以下を数値目標とします。 振動：周辺住民が振動を感じ始める 55db 以下を数値目標とします。 粉じん：処分場風上における粉じんが日計平均 0.1mg/m ³ を越えない時の風下の粉じんが日計平均 0.1mg/m ³ を数値目標とします。
防 火	管理事務所の火災に備え、消火器を設置し、緊急連絡先を事務所内に掲示します。
害虫等の発生防止	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの処分場であるため害虫発生への恐れはありませんが、万一発生した場合には、薬剤散布等の措置を講じます。
地表水等集排水設備の管理	申請地内の雨水は自然浸透とし、場外放流は一切致しません。
のり 法面の保護	定期的を確認を行い、異常を発見した場合には速やかに措置を講じます。
基準高等の管理	定期的に基づ準高等の確認を行い、年 1 回は残余量の測量を行います。
使 用 道 路	別紙運搬経路図参照
施設能力に見合った処理	搬入時の展開検査を徹底し、許可品目以外の廃棄物の混入を防止します。
事 故 の 防 止	管理者不在時及び休日には出入口の閉鎖・施錠をし、第三者の侵入を防止します。

記録及び保存	埋立廃棄物の種類、数量及び維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存します。記録は原本を本社に保管し、写しを処分場に備え置きます。
埋立処分終了時の措置	良質土による覆土を1.5m行います。
埋立処分終了後の維持管理	完了届提出後は、年1回水質の26項目検査を実施します。
閉鎖の措置	良質土による覆土を1.5m行い、埋立開口部の閉鎖を行います。
跡地の利用	弊社資材置場等で使用します。

(2) 個別基準

ウ 安定型最終処分場

項目	管理方法
擁壁等の管理	連続地中壁周辺の検査を定期的実施し、亀裂・陥没等の異常が確認された場合は、速やかに措置を行います。
放流水の水質検査	場外放流は行いませんが、毎月一回浸透水のBODの検査を行い、年1回は観測井戸（A点・B点）の26項目検査を実施します。 （別紙計画平面図参照）